別表千葉地方法務局の部同地方法務局の款東金出張所の項中「山武市」を「山武市　大網白里市」に、「大網白里町　九十九里町」を「九十九里町」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○外務省令第十九号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十一日

外務大臣　玄葉光一郎

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「在ソロモン日本国大使館」を「在サモア日本国大使館　ソロモン日本国大使館」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

告　示

○復興庁告示第七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年一月十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八号））に係る指定金融機関を平成二十四年十二月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十四年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○総務省告示第四百六十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

本文中「都道府県の知事に」の下に「、第十八号に係る場合は沖縄県知事に、それぞれ」を加える。

表の上欄に次の一号を加える。

十八　沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金（東村分遺所機能高度化事業に係るものに限る。）

○総務省告示第四百六十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

表の上欄中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金（東村分遺所機能高度化事業に係るものに限る。）

○総務省告示第四百六十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改める。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

別表中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　ソフトバンクモバイル株式会社

○総務省告示第四百六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

表1の項及び2の項中「2,545MHzを超え2,575MHz以下」を「2,625MHzを超え2,655MHz以下」に改める。

○総務省告示第四百六十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十四第三項の規定により、同法第二十七条の十三第一項の認定を受けた三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画に係る周波数の指定を変更したので、同法第二十七条の十四第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣　樽床　伸二

指定を変更した日	変更後の指定した周波数	認定を受けた者の名称
平成二十四年十二月六日	一、四九五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下（平成二十六年三月三十一日までの間は、一、五〇三・三五MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数（関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。）を除く。）	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

○法務省告示第五百二十六号

栃木県芳賀郡茂木町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年十二月二十一日

法務大臣　滝　実

栃木県芳賀郡茂木町大字山内二千三百八十七番地

馬籠シツ子

○法務省告示第五百二十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十二月二十一日

法務大臣　滝　実

住所　神戸市東灘区西岡本7丁目3番3号

白雲重　昭和44年3月18日生

金沙繍　昭和50年7月6日生

白幹久　平成14年9月25日生

白達久　平成19年7月30日生

白見久　平成21年2月17日生

住所　兵庫県西宮市苦楽園五番町8番4号

白雲將　昭和45年2月1日生

趙明美　昭和46年4月5日生

白裕也　平成15年7月18日生

白愛子　平成18年12月30日生

住所　堺市堺区南向陽町2丁3番6号

白桂子　昭和42年2月9日生

金玲奈　平成8年8月2日生

住所　神戸市長田区駒ケ林町1丁目10番20号

金聖美　昭和51年2月10日生

住所　兵庫県西宮市山口町上山口三丁目3番11号

崔勝雄　昭和38年8月5日生

住所　兵庫県尼崎市西川1丁目12番2―508号

羅基仙　昭和21年10月24日生

住所　長崎市葉山1丁目29番8号

耿長林　昭和50年12月8日生

住所　三重県四日市市楠町北五味塚2006番地

朴年子　昭和37年12月22日生

住所　千葉市稲毛区轟町4丁目5番6―207号

閔智會　平成4年10月30日生

住所　千葉市中央区弁天3丁目13番21号

孫佳惠　昭和48年7月3日生

金麻耶　平成11年5月26日生

金留佳　平成13年7月17日生

金紗耶佳　平成15年12月5日生

住所　京都市右京区花園巽南町4番地24

金信代　昭和48年5月5日生

住所　石川県河北郡内灘町字ハマナス2丁目153番地

金綾子　昭和32年4月30日生

黄陽　平成4年11月28日生

住所　石川県金沢市額新保2丁目305番地

金**昇**子　昭和38年1月7日生

鄭龍　平成3年1月27日生

鄭真周　平成5年7月9日生

鄭成美　平成8年3月9日生

鄭佑曆　平成12年11月11日生

住所　東京都板橋区四葉1丁目2番22―206号

鄭聖也　昭和63年9月18日生

住所　岐阜県養老郡養老町泉町264番地2

マツオカ・ソフィア　平成15年3月23日生

住所　大阪市北区大淀中4丁目15番15号

李勇　昭和15年10月10日生

住所　大阪府豊中市穂積2丁目8番20号

沈**博**幸　昭和50年1月2日生